

令和7年12月1日公告

市有不動産（大阪市水道局）駐車場 使用事業者募集要項

令 和 8 年 2 月
大 阪 市 水 道 局

目 次

	ページ
1 募集対象物件	1
2 応募資格要件	1
3 使用許可にあたっての条件等	2
4 現地見学会	5
5 質問受付及び回答	6
6 応募手続き	6
7 価格提案及び審査	9
8 使用許可に関する説明会	11
9 使用許可の手続き	11
10 その他	11
使用許可までのスケジュール	14

物件調書・応募申込書・誓約書・現地見学会参加申込書

質疑書・応募申込書等記載事項変更届

事業用資産使用許可申請書（行政財産用）（案）

事業用資産使用許可書（行政財産用）（案）

市有不動産（大阪市水道局）駐車場使用事業者募集要項

大阪市水道局（以下、「当局」という。）が行う市有不動産（大阪市水道局）駐車場使用事業者（以下、「使用事業者」という。）の募集に応募される方は、この募集要項をよく読み、次の各事項をご承知の上、お申込ください。

1 募集対象物件

募集は、今後予告なしに中止する場合があります。

物件 番号	所在地 (住居表示)	地目	使用許可面積 (㎡)	指定用途	最低使用料（予定価格） （月額・税抜）
1	大阪市都島区都島本通4丁目6番1内 (大阪市都島区都島本通4丁目9番街区)	宅地	485.81 ※3	平面駐車場	452,000 円
2	大阪市生野区巽東4丁目77番1内 (大阪市生野区巽東4丁目11番街区)	水道用地	1,896.96 ※4	平面駐車場	721,555 円

物件の詳細は、後掲の物件調書で必ずご確認ください。

- ※1 地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項及び大阪市水道局資産規程に基づき、事業用資産の目的外使用許可（以下、「使用許可」という。）を行います。
- ※2 最低使用料（予定価格）には、消費税及び地方消費税相当額（以下「消費税等」という。）を含みません。使用許可の際は消費税等（10%）が加算されます。なお、使用許可期間内に税率が改正された場合は、改正後の税率を適用した金額とします。
- ※3 使用許可面積（485.81㎡）には使用不可部分（32.4㎡）を含みます。なお、最低使用料は使用不可部分があることを考慮した価格としています。
- ※4 使用許可面積（1,896.96㎡）には使用不可部分（83.26㎡）を含みます。なお、最低使用料は使用不可部分があることを考慮した価格としています。

2 応募資格要件

個人及び法人。ただし、次に該当する方は申し込みの資格がありません。

- （1）本募集要項の内容に抵触する利用を計画する者
- （2）成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない者
- （3）駐車場の管理運営業務（自らが管理・運営するものに限る。）について、3年以上の実績を有していない者
- （4）国税及び大阪市税（大阪市内に本社・事業所等がない場合には、本社所在地における市町村税）の未納がある者
- （5）大阪市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者に該当すると認められる者
- （6）公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅

かすおそれのある団体に属する者

- (7) 当局が実施した事業用資産の使用許可にかかる事業者の公募において、価格提案後若しくは使用許可後、正当な理由なく辞退し、若しくは使用許可を取り消され又は虚偽の申告を行ってから2年を経過しない者

大阪市暴力団排除条例及び同施行規則抜粋

※大阪市暴力団排除条例第2条

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 暴力団密接関係者 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有するものとして市規則で定める者をいう。

※大阪市暴力団排除条例施行規則第3条

条例第2条第3号の市規則で定める者は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 自己若しくは第三者の利益を図り又は第三者に損害を加える目的で、暴力団又は暴力団員を利用した者
- (2) 暴力団の威力を利用する目的で、又は暴力団の威力を利用したことに関し、暴力団又は暴力団員に対し、金品その他の財産上の利益又は役務の供与（次号において「利益の供与」という。）をした者
- (3) 前号に定めるもののほか、暴力団又は暴力団員に対し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる相当の対償のない利益の供与をした者
- (4) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
- (5) 事業者で、次に掲げる者（アに掲げる者については、当該事業者が法人である場合に限る。）のうちに暴力団員又は前各号のいずれかに該当する者のあるもの
ア 事業者の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該事業者に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）
イ 支配人、本店長、支店長、営業所長、事務所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所、事務所その他の組織（以下「営業所等」という。）の業務を統括する者
ウ 営業所等において、部長、課長、支店次長、副支店長、副所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、それらと同等以上の職にある者であつて、事業の利益に重大な影響を及ぼす業務について、一切の裁判外の行為をする権限を有し、又は当該営業所等の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にあるもの
エ 事実上事業者の経営に参加していると認められる者
- (6) 前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら、これを相手方として、公共工事等に係る下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結した事業者

3 使用許可にあたっての条件等

(1) 使用許可条件

ア 指定用途は平面駐車場に限定します。指定用途を変更することはできません。工作物等の設置については、撤去が容易な構造であることが明らかなる場合に限りま。なお、設置する場合は、事前に書面にて当局の承認を得ることとします。

イ 利用計画については、土地利用計画図にて提示していただきます。なお、当局の承認を得ずに利用計画を変更することはできません。

(2) 禁止する用途

- ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業、同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供することはできません。
- イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団又はその他の反社会的団体、及びそれらの構成員がその活動のために利用するなど、公序良俗に反する用途に使用することはできません。
- ウ 政治的用途・宗教的用途に使用することはできません。
- エ 地域住民等の生活を著しく脅かすような活動の用に供することはできません。
- オ 悪臭・騒音・粉塵・振動・土壌汚染など近隣環境を損なうと予想される用途に使用することはできません。

(3) 使用許可期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までとします。

・使用許可期間満了の**5 か月前**までに書面により当局に申し出を行い、承認を得たうえで、1 年毎の期間で更新ができるものとします。また、更新を希望しない場合は、使用許可期間満了の**5 か月前**までに、書面にて意思表示をしてください。

・更新については当初の使用許可期間から通算 5 年（最長で令和 13 年 3 月 31 日まで）を超えることができないものとします。

※当局の土地活用上の理由等により、必ずしも更新ができるものではありません。また、使用許可書に違反している場合や当局の指導に従わない場合は更新を認めません。

・使用許可期間中で、自己都合により使用許可が取り消しとなった場合は、次の募集に応募することはできません。

(4) 使用料

ア 当局が設定する最低使用料（予定価格）以上で価格提案のあった最高の価格をもって使用料とします。なお、使用事業者を決定し使用許可する際には、価格提案のあった使用料に消費税等を加算します。

イ 使用料は、別途発行する納入通知書により、別表及び納入通知書に定める納入期限までに納入しなければなりません。なお、公用又は公共用に供する必要が生じ、使用許可を取り消した場合を除いて、既納の使用料は還付しません。

ウ 使用許可を更新する場合の納入期限については別途、当局が指定します。

(5) 保証金

使用事業者は、保証金として、次のア及びイの合計額を別途発行する納入通知書により、一括で納入期限までに納付しなければなりません。ただし、アについては使用料全額前納を条件に免除します。

ア 使用料納付担保相当として使用料（消費税等を加算したもの）の 3 月分

イ 原状回復担保相当として使用料（消費税等を加算したもの）の 3 月分

※使用事業者が設置等する設備の原状回復費用が、使用料（消費税等を加

算したもの)の3月分を明らかに上回ると認められる場合は、本号における原状回復費用を原状回復担保相当の保証金とします。

(6) 維持管理責任

ア 使用事業者は、使用にあたって、次のとおり管理業務を行わなければならない。

- ・施設設備の維持管理及び清掃等の維持管理業務
- ・管理運営に伴って発生する事故・機器故障への対応及び利用者・近隣住民等からの苦情対応並びに当局への報告業務
- ・その他想定される緊急時・災害時における対応業務
- ・その他管理運営に必要と認められる業務

イ 上記アに定める維持管理業務の内容は次のとおりとします。

- ・違法駐車等の不法占拠や侵奪行為等による損害を未然に防止するための巡回警備に関すること。
- ・残土、ごみ等の不法投棄の取り締まり及び除去等必要な措置に関すること。
- ・その他の不法・不良行為の取り締まりに関すること。
- ・看板、囲い、照明、フェンス、舗装等の各種構築物の維持保全及び経年劣化等による修繕、並びに移設、新設に関すること。
- ・立木、通路、擁壁、排水施設等の維持管理及び経年劣化等による修繕に関すること。
- ・除草に関すること。
- ・前各号のほか、適正管理を図るために必要があると認められること。

ウ 経費の負担について

- ・消耗品費、施設設備の維持管理経費、保険料等、管理運営業務にかかる全ての経費は使用事業者の負担とする。なお、本件業務に係るリスクについては、それに対応する保険に加入するなど、使用事業者の負担と責任で対処すること。
- ・使用許可期間内に電気料金が発生する場合については使用事業者が負担すること。

エ 資料・報告書の提出について

- ・上記アに定める事故・機器故障への対応及び利用者・近隣住民等からの苦情対応を行った場合は、各月ごとに当局に報告すること。報告書は、翌月の10日までに提出するものとする。
- ・使用事業者は使用許可期間満了のときはその年度の10月末までに、また使用許可の取り消しを受けたときは当局の指定する期日までに、使用事業者が設置した設備機器等の現状についての報告書を当局に提出すること。
- ・使用事業者は、物件引渡し時の状況についての確認書を速やかに当局に提出すること。
- ・上記イに定める不法占拠・不法投棄等対策のため、6月・9月・12月・2月に巡視を実施すること。その際に、不法占拠・不法投棄等を発見した場合は、必要な措置を講じること。また、報告書に巡視日・不法占拠・不法投棄等の有無を記載し、措置前・措置後の写真を添付したうえで、翌月の10日までに当局に提出すること。
- ・上記項目に限らず、不法占拠・不法投棄等を発見した場合は、必要な措置を講じたうえで、状況を写真等で随時報告すること。
- ・当局が必要とする場合、使用事業者は使用許可期間中の使用物件の運営に

かかる収支報告書を提出しなければならない。

- ・その他、当局において必要がある場合、使用事業者は経営に関する資料を提出しなければならない。

オ その他について

- ・設備機器を導入又は更新する場合、導入経費及び撤去経費は使用事業者負担とする。その場合、改修工事が必要な場合はあらかじめ当局と協議すること。

- ・使用許可期間が満了したとき、又は使用許可が取り消されたときは、使用許可期間満了日の翌日以降、現地に設置物等が残ることがないように措置を行ったうえ、当局に対して円滑な物件の引渡しを行うこと。ただし、次期使用事業者へ設備等を承継する場合は、当局及び次期使用事業者との引継ぎ等の調整を行い、書面による当局の承認を得ること。

- ・その他使用の細部については、あらかじめ当局と協議すること。

(7) 第三者使用の禁止

使用事業者は、本物件を他の者に使用させ、又は担保に供することはできません。

なお、賃貸駐車場等は**他の者の使用**と解釈しません。

(8) 損害賠償

使用にあたって、使用事業者が当局又は第三者に損害を与えたときは、すべて使用事業者の責任でその損害を賠償していただきます。

(9) 設備等の設置・変更

整備工事を行う場合や、駐車場にかかる設備及び自動販売機等を設置する場合は、当局の許可・承認を得た上で、使用事業者の負担と責任で行ってください。

(10) 原状回復

物件の返還時には、当局が承認する場合を除き、本物件を当初の使用許可開始時の原状に回復してください。

(11) 実地調査等

前記(1)、(2)、(6)に定める本物件の使用状況を確認するため、当局が実地調査し、又は所要の報告を求めることがあります。

また、当局の事務事業遂行上必要となる場合は、当局職員等による物件内への立ち入り・調査等を求めることがあります。

(12) 使用許可の取り消し

使用許可書の各条項に違反した場合は、使用許可を取り消すことがあります。

4 現地見学会

現地見学会へ参加を希望される方は、現地見学会参加申込書（当局所定様式）により、事前に電子メールでお申込みください。なお、現地見学会参加申込書以外での参加申込みは受け付けません。

(1) 見学会開催日時

令和7年12月10日(水)

物件番号1：午前10時から午前11時

物件番号2：午後1時から午後2時

※希望者がいない場合は実施しません。

(2) 現地見学会申込期間

令和7年12月1日(月)から令和7年12月5日(金)午後5時まで

(3) 電子メール送信先

大阪市水道局総務部管財課

メールアドレス：kanzai@suido.city.osaka.jp

電子メール件名：市有不動産(大阪市水道局)駐車場使用事業者募集の現地見学会申込みについて

※現地見学会への参加は、応募の条件にはしていませんが、応募前に現況及び物件の近隣周辺環境を確認してください。その際、近隣に迷惑にならないようご注意ください。

5 質問受付及び回答

物件に関して質問がある場合は、質疑書(当局所定様式)により、電子メールにて提出してください。なお、質疑書(当局所定様式)以外での質問は受け付けません。

質問に対する回答要旨は当局ホームページで公表します。ただし、質問がない場合は掲載いたしません。

(1) 質問受付期間

令和7年12月1日(月)から令和7年12月15日(月)の午後5時まで(必着)

(2) 電子メール送信先

大阪市水道局総務部管財課

メールアドレス：kanzai@suido.city.osaka.jp

電子メール件名：募集要項に関する質問(市有不動産(大阪市水道局)駐車場使用事業者募集要項)

(3) 質問回答予定

令和7年12月25日(木)から令和8年2月5日(木)午後5時まで

当局ホームページの「事業者のみなさまへ>不動産関連」に掲載します。

なお、質問がない場合は掲載しません。

6 応募手続き

応募申込に対する受付方法は、「窓口での受付」と「送付での受付」のみです。電話、ファックス、電子メール等、ほかの方法による受付は行いません。

なお、応募受付期間外や書類不備等がある場合の受付は一切行いません。

(1) 応募受付期間

《窓口の場合》

令和8年1月20日（火）から令和8年1月26日（月）まで
午前9時30分から正午まで、午後1時から午後5時まで

※応募受付期間以外は一切受付できません。

《送付の場合》

配達指定日 令和8年1月20日（火）

※配達指定日以外の日に到着した場合は、理由の如何を問わず、受付は一切行いません。

(2) 応募受付場所

《窓口の場合》

大阪市住之江区南港北2丁目1番10号

アジア太平洋トレードセンター（ATC）ITM棟9階

大阪市水道局総合窓口 ----- 13 ページの案内図をご参照ください

※応募申込にご来庁された場合は、総合窓口内に設置している電話で応募申込にご来庁された旨をご連絡ください。

（管財課：内線 3672・3673）

《送付の場合》

（送付先）

〒559-8558

大阪市住之江区南港北2丁目1番10号

アジア太平洋トレードセンター（ATC）ITM棟9階

大阪市水道局総務部管財課（用地管理）

(3) 応募に必要な書類

ア 応募申込書（当局所定様式）

イ 誓約書（当局所定様式 A4 サイズ両面）

※ホームページから表面と裏面を別々に印刷した場合は、必ず実印の割印を押してください。

ウ <法人>印鑑証明書（原本）

<個人>印鑑登録証明書（原本）

エ <法人>法人の登記事項証明書又は登記簿謄本（原本）（登記事項証明書の場合は、「現在事項全部証明書」又は「履歴事項全部証明書」に限ります。）

<個人>住民票の写し（原本）（マイナンバー（個人番号）の記載がないもの）

オ 事業概要

<法人>会社概要等

<個人>事業内容、実績等がわかるもの

※法人、個人ともに駐車場の管理運営業務（自らが管理・運営するものに限る。）について、3年以上の実績を有していることがわかるもの。

カ 土地利用計画図（土地の利用にあたっての計画図（例 各種レイアウト（工作物を含む。））を図示してください。

キ 返送用封筒（角型2号） ※送付での受付の場合のみ必要です。

下記(5)「応募受付時に交付する書類」を簡易書留郵便により発送するために使用します。530円分の切手を貼付していただき、返送先を明記してください。なお、返送先は1箇所のみとします。

※上記ア及びイについては、記載される住所・氏名等が上記ウ及びエに記載されている内容と相違する場合は受付を行いません。

※上記ウ及びエについては、発行後3か月以内の最新のものに限りません。なお、上記カについては、特に様式は定めていませんので、各自で作成してください。

※当局が応募の受付に際し取得する個人情報、本物件の使用許可関係事務のために収集するものであり、事務の目的外の利用・保有については、大阪市個人情報保護条例により制限されています。

※応募申込時に提出された土地利用計画図をもとに、必要に応じてヒアリング等を行います。使用許可条件及び禁止用途に抵触していると当局が判断する場合は、以降の価格提案審査には参加できません。

※受け付けた書類は返却いたしません。

(4) 応募の手続き

《窓口の場合》

応募受付期間内に、応募に必要な書類を応募受付場所に直接持参してください。

※応募に必要な書類に不備等がある場合は受付を行いません。

※応募受付期間以外、理由の如何を問わず、受付は一切行いません。

※応募受付が完了した後、応募申込書等の記載事項に変更が生じた場合は、「応募申込書等記載事項変更届」にて届出をしてください。

《送付の場合》

配達指定日(令和8年1月20日(火))に到着するように、応募に必要な書類等を応募受付場所に送付してください。

※郵送等にかかる費用は申込者のご負担ください。

※配達指定日以外の日に着した場合や郵便事故等により到着しなかった場合であっても、理由の如何を問わず、受付は一切行いません。

※応募に必要な書類等に不備等がある場合は受付を行いません。

※応募に必要な書類等に不備等がある場合は、応募申込書の担当者連絡先欄に記載された電話番号へ受付を行わない旨を、令和8年1月21日(水)の午後5時までに連絡します。連絡がつかない場合は上記(3)キ 返送用封筒(角型2号)を用いて、令和8年1月22日(木)までに応募書類一式を簡易書留郵便により返送(発送)します。

※応募受付が完了した後、応募申込書等の記載事項に変更が生じた場合は、「応募申込書等記載事項変更届」にて届出をしてください。

(5) 応募受付時に交付する書類

ア 応募申込受付証(受付印を押印したもの)

イ 価格提案書(当局所定様式、記入例含む)

ウ 委任状(当局所定様式、記入例含む)

エ 価格提案の手引き

※送付での応募の場合は、上記(3)キ 返送用封筒(角型2号)を用いて、令和8年1月22日(木)までに上記書類を簡易書留郵便により発送します。なお令和8年1月26日(月)までに書類が届かない場合は、大阪市水道局総務部管財課(用地管理)までお問合せください。

(6) 応募に当たっての留意事項

- ア 価格審査後の使用許可は、応募申込書に記載された名義以外では行いません。
- イ 応募の取下げは、応募受付期間内に限って行うことができます。
- ウ 提出された応募申込書の内容が本募集要項3(1)、(2)に反する場合は受付を取り消します。
- エ 応募受付以降に応募資格要件をみたさないことが判明した場合は、その旨通知します。通知を受けた者は価格提案を行うことはできません。その通知が価格提案日の2営業日前までになれば、応募資格があることを承認したものとします。

7 価格提案及び審査

(1) 価格提案及び審査の日時

価格提案日 : 令和8年2月5日(木)

価格提案書提出期限 : 午前10時30分

審査開始時間 : 価格提案書の投函締切り後即時

※価格提案審査は、入札室に設置している時計が午前10時30分になると同時に開始し、価格提案審査開始後の価格提案はできません。

(2) 価格提案書の提出及び審査の場所

大阪市住之江区南港北2丁目1番10号

アジア太平洋トレードセンター(ATC) ITM棟9階

大阪市水道局総務部管財課 入札室

(3) 当日持参するもの

ア 価格提案書(応募申込時に交付したもの)

※原本以外の提出など、不備等がある場合には価格提案を行うことはできません。

イ 委任状(応募申込時に交付したもの。代理人により応募しようとする場合)

ウ 実印(代理人により応募しようとする場合は委任状の「受任者欄」に押印した印鑑)

(4) 価格提案書の投函方法

ア 価格提案書に必要な事項を記入し、記名押印(実印)の上、入札箱に投函してください。

イ 価格提案は、代理人に行わせることができます。この場合には、委任状を価格提案書と一緒に入札箱に投函してください。なお、押印について、価格提案者本人にあつては実印、代理人にあつては委任状の「受任者」欄に押印した印鑑としてください。

(5) 応募価格の表示

応募価格は、月額の使用料(税抜)を表示してください。

(6) 価格提案書の書換え等の禁止

入札箱に投函した価格提案書の書換え、引換え又は撤回をすることはできません。

せん。

(7) 価格提案審査

- ア 価格提案審査は、価格提案書の投函締切り後、直ちに応募者立会いのもとで行います。
- イ 応募者が価格提案審査に立ち会わないときは、当該価格提案審査事務に関係のない当局職員を立ち合わせます。
- ウ 価格提案審査に立ち会わなかった場合は、価格提案審査の結果について異議を申し立てることはできません。

(8) 価格提案の無効

次のいずれかに該当する価格提案は、無効とします。

- ア 最低使用料（予定価格）を下回る価格によるもの。
- イ 応募資格がない者が価格提案したもの又は権限を証する書面の確認を受けない代理人が価格提案したもの。
- ウ 記名押印（実印または委任状の「受任者」欄に押印した印鑑）がないもの。
- エ 所定様式の価格提案書を用いないで価格提案したもの。
- オ 同一物件について応募者又はその代理人が2以上の価格提案したときは、その全部のもの。
- カ 同一物件について応募者及びその代理人がそれぞれ価格提案したときは、その双方のもの。
- キ 同一物件について他の応募者の代理人を兼ね又は2人以上の代理人として価格提案したときはその全部のもの。
- ク 応募価格又は応募者の氏名その他主要部分が識別し難いもの。
- ケ 訂正印のない金額の訂正、削除、挿入等によるもの。
- コ 価格提案に関し不正な行為を行った者が価格提案したもの。
- サ その他価格提案に関する条件に違反したもの。

(9) 使用予定事業者の決定

使用予定事業者は、当局が設定する最低使用料（予定価格）以上で、かつ、最高金額をもって価格提案した者とします。

なお、使用予定事業者には価格提案審査終了後、引き続き使用許可手続きの説明を行います。

(10) くじによる使用予定事業者の決定

最高額となる価格提案をした者が2人以上あるときは、直ちにくじにより使用予定事業者を決定します。この際に、価格提案書に押印した印鑑が必要です。

当該応募者のうち、くじを引かない者がある場合は、当局が指定した者（価格提案審査事務に関係のない職員）が応募者にかわってくじを引き、使用予定事業者を決定します。

(11) 審査結果の発表及び公表

使用予定事業者があるときは、その者の受付番号、使用予定事業者名及び決定価格、並びに使用予定事業者以外の受付番号、応募者名及び応募価格の発表を行います。使用予定事業者がないときは、その旨を価格提案審査に立ち会った応募者に発表します。

全応募者の「応募価格」及び「応募者名（個人の場合は使用予定事業者名のみ）」を記載した価格提案審査経過調書を作成し、価格提案審査の翌営業日以降に大阪市水道局総務部管財課事務室（アジア太平洋トレードセンター（ATC）ITM棟9階）にて閲覧方式により公表します。また、価格提案審査の翌営業日以降に当局ホームページ上で公表します。

なお、電話での問い合わせに対しては、落札者名および落札金額を回答します。

(12) 価格提案審査の中止

不正な価格提案が行われるおそれがあると認めるとき又は災害その他やむを得ない理由があるときは、価格提案審査を中止、又は価格提案審査期日を延期することがあります。

8 使用許可に関する説明会

(1) 使用予定事業者に対しては、価格提案審査終了後、使用許可に関する今後の手続について引き続き説明会を行います。

(2) 説明会には、使用予定事業者本人又は代理人が必ず出席してください。

(3) 正当な理由がなく、説明会に出席されない場合は、使用予定事業者の資格を取消します。

9 使用許可の手続き

使用許可申請書提出期限 令和8年2月25日（水）午後5時まで

※提出先は決定した使用予定事業者に対し、使用許可に関する説明会にてお伝えします。（「大阪市水道局総務部管財課」とは異なります。）

10 その他

(1) 使用許可の手続きに関する一切の費用については、使用事業者の負担となります。

(2) 本募集要項に定めのない事項は、土地利用に関連した法令、地方自治法、同施行令、大阪市水道局資産規程等の関連諸法令に定めるところによって処理します。

募集に関する問い合わせ先：大阪市水道局総務部管財課（用地管理）

大阪市住之江区南港北2丁目1番10号

アジア太平洋トレードセンター（ATC）ITM棟9階

電話（06）6616-5456

別表 使用料納入期限

(1) 使用料一括前納する場合

令和8年4月1日(水)～令和9年3月31日(水)分

納入期限 令和8年4月30日(木)

(2) 使用料を分納する場合

期 間	納入期限
令和8年度第1四半期 (令和8年4月～6月)分	令和8年4月30日(木)
令和8年度第2四半期 (令和8年7月～9月)分	令和8年6月30日(火)
令和8年度第3四半期 (令和8年10月～12月)分	令和8年9月30日(水)
令和8年度第4四半期 (令和9年1月～3月)分	令和8年12月28日(月)

◆ A T Cビルへのアクセス

① 地下鉄・ニュートラム利用

Osaka Metro 中央線のコスモスクエア駅または、Osaka Metro 四つ橋線の住之江公園駅で Osaka Metro ニュートラムに乗り換え、トレードセンター前駅下車直結。

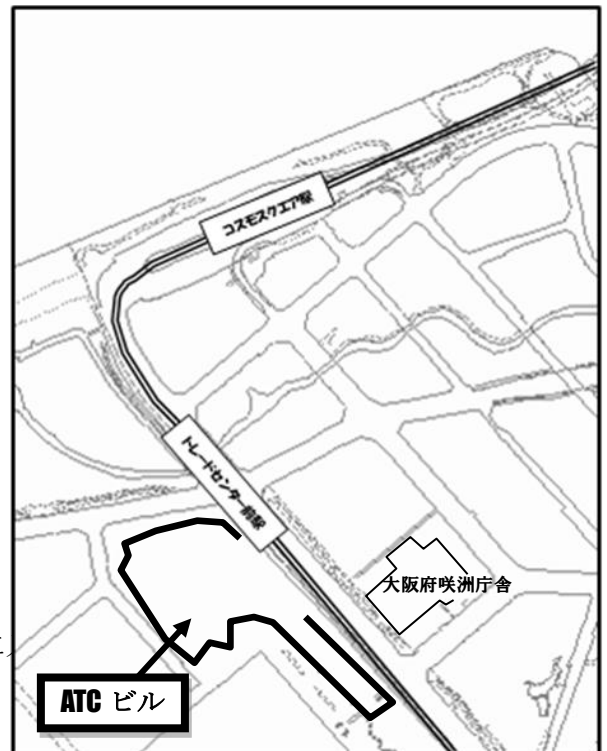
② 阪神高速道路環状線・湾岸線利用

大阪市内環状線道路経由、西船場ジャンクションから九条・天保山方面を経由で湾岸線に入り、南港北出口で降り、道路標識に従ってA T Cビルに至る。

③ 一般道利用

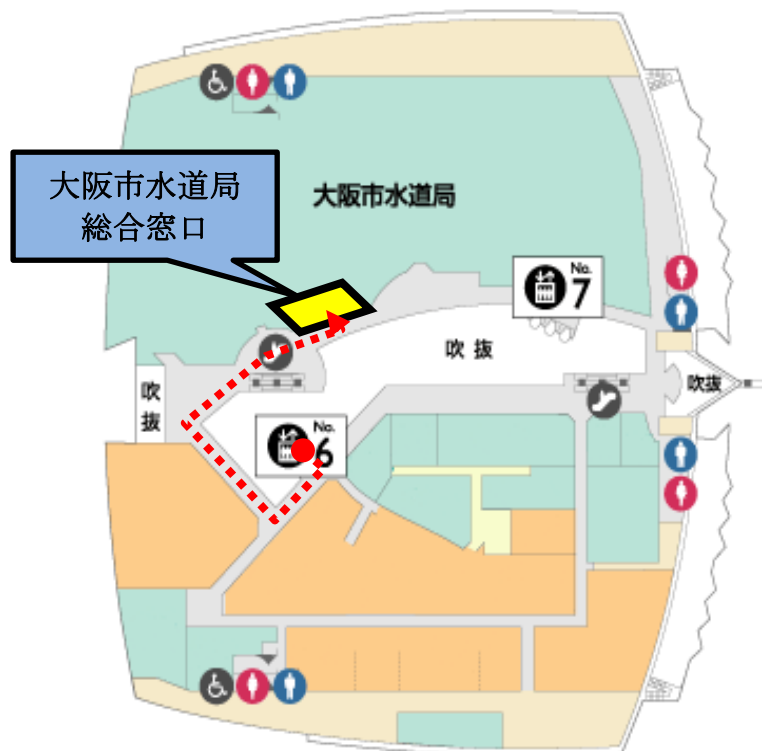
本町・弁天町経由

中央大通を西進し、港区内朝潮橋交差点でみなと通りにルを通過してA T Cビルに至る。



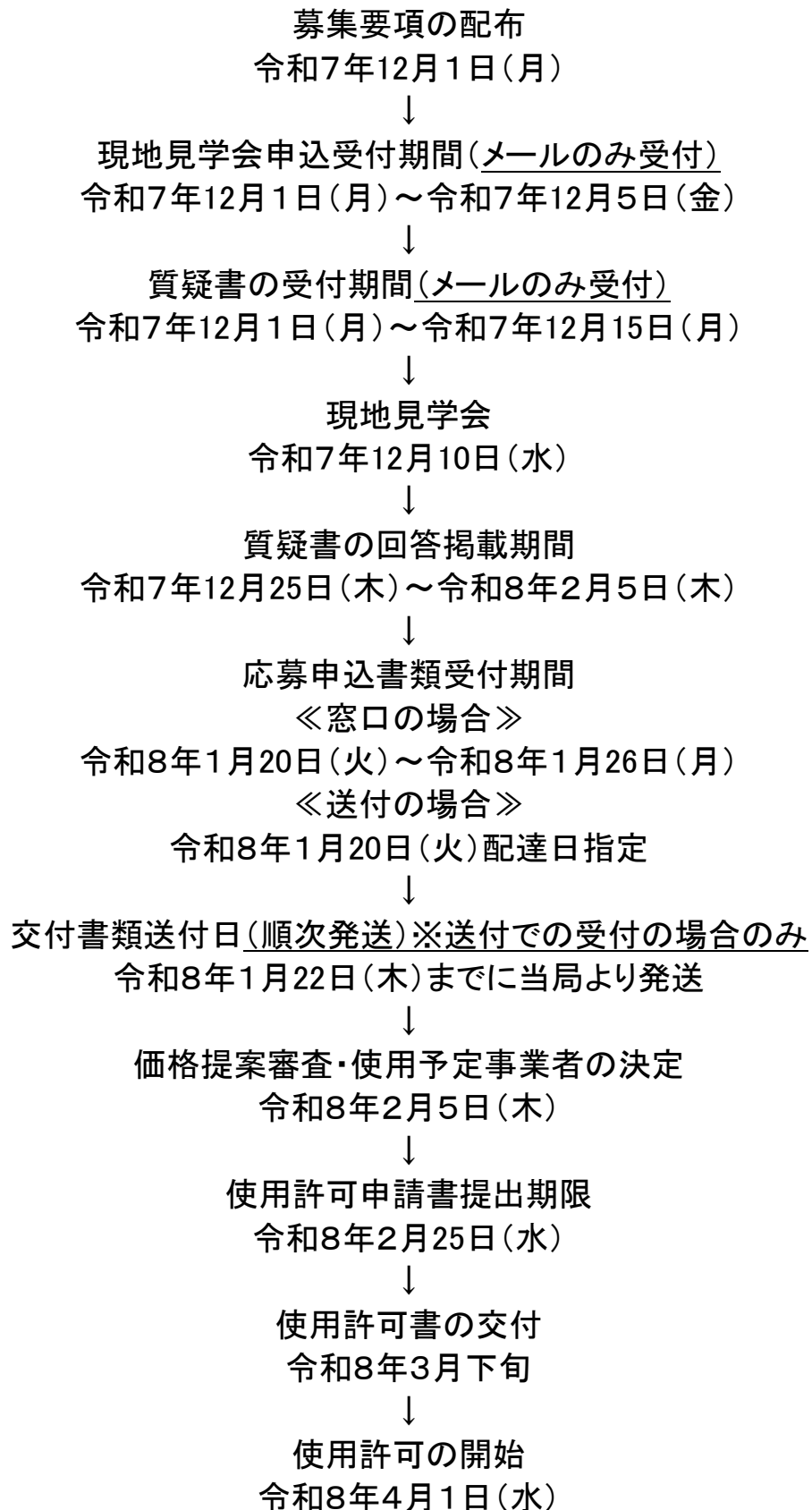
案内図

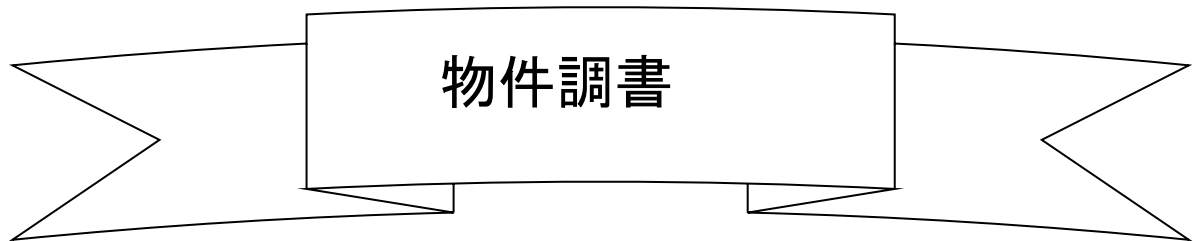
A T C I T M棟 9階



No.6エレベーターを降りて、時計回りに吹き抜け部分を回っていただき、エスカレーターを越えた左側に「大阪市水道局総合窓口」がございます。

使用許可までのスケジュール





《ご注意》

- ★ 物件調書は、公募参加者が物件の概要を把握するための参考資料ですので、必ず公募参加者ご自身において、現地及び諸規制についての調査確認を行ってください。
- ★ 物件調書、図面と異なる場合は、現況を優先します。なお、公募時と使用許可開始時の現況が異なる場合は、使用許可開始時の現況を優先します。また、種類、性質、又は数量に関して本物件調書の内容に適合しない場合でも、その一切の責任を負いません。
- ★ 公募は、今後予告なしに中止する場合があります。

物件番号	1		
所在地	大阪市都島区都島本通4丁目6番1内 (大阪市都島区都島本通4丁目9番街区)		
貸付面積	485.81㎡(うち使用不可32.4㎡)		
使用用途	平面駐車場		
形状	明細図のとおり	土地の状況	更地
接面道路の状況	南側道路 東行一方通行 現況幅員約5.4m、北側道路 現況幅員約3.6m		
用途地域	第1種住居地域		
交通機関			
鉄道	OsakaMetro谷町線 都島駅 約800m 徒歩約11分 野江内代駅 約800m 徒歩約11分		
現況			
1 令和8年3月末まで、現駐車場事業者(以下、「現事業者」という。)が時間貸駐車場を運営しています。			
2 アスファルト舗装・ライン表示・フェンス等が残存しています。			
3 本物件内にV型側溝及び雨水枳があります。			
4 本物件内に植栽があります。			
特記事項			
1 使用許可期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとします。			
更新については当初の使用許可期間から通算5年(最長で令和13年3月31日まで)を超えることができないものとし、使用料の変更は出来ません。			
※ 当局の土地活用上の理由等により、必ずしも更新ができるものではありません。また、使用許可書に違反している場合や当局の指導に従わない場合は更新を認めません。			
2 当駐車場用地は北隣りの大阪市水道局東部水道センター来庁者駐車場を兼ねるため、時間貸駐車場に限定し、月極利用契約は禁止します。			
3 駐車場設備等の撤去、経年劣化等の補修及び新設の必要があれば、事前に当局と協議したうえ、			

駐車場使用事業者(以下、「使用事業者」という。)の費用負担で工事を行ってください。

- 4 時間貸駐車場の機器設備等は、現事業者が撤去します。ただし、引継ぎ等の取り扱いについては、現事業者と協議してください。

【参考】

●撤去する機器設備等について(令和7年11月現在)

- ①精算機②精算機基礎、操作看板用基礎③精算機保護テント④満空看板⑤満空看板用ポール
⑥フラップ板⑦料金看板(両面)⑧料金看板用支柱⑨配管配線⑩防犯カメラ
⑪カメラレコーダーBOX⑫操作看板⑬電源引込ポール、電気メーター、分電盤⑭車止め
⑮ライン、路面標示⑯自動販売機(台座含む)

上記内容については、現事業者の報告に基づいていますので、実際と異なる場合があります。

詳細については、現事業者を確認してください。

- 5 駐車場使用機器等の電気使用料については、使用事業者が費用負担してください。
- 6 植栽及び貸付範囲内の除草等の管理は使用事業者で行ってください。
- 7 使用不可エリアも貸付範囲に含みます。管理は使用事業者で行ってください。
- 8 本物件内での事故等により被害が発生しても当局は一切の責を負いません。

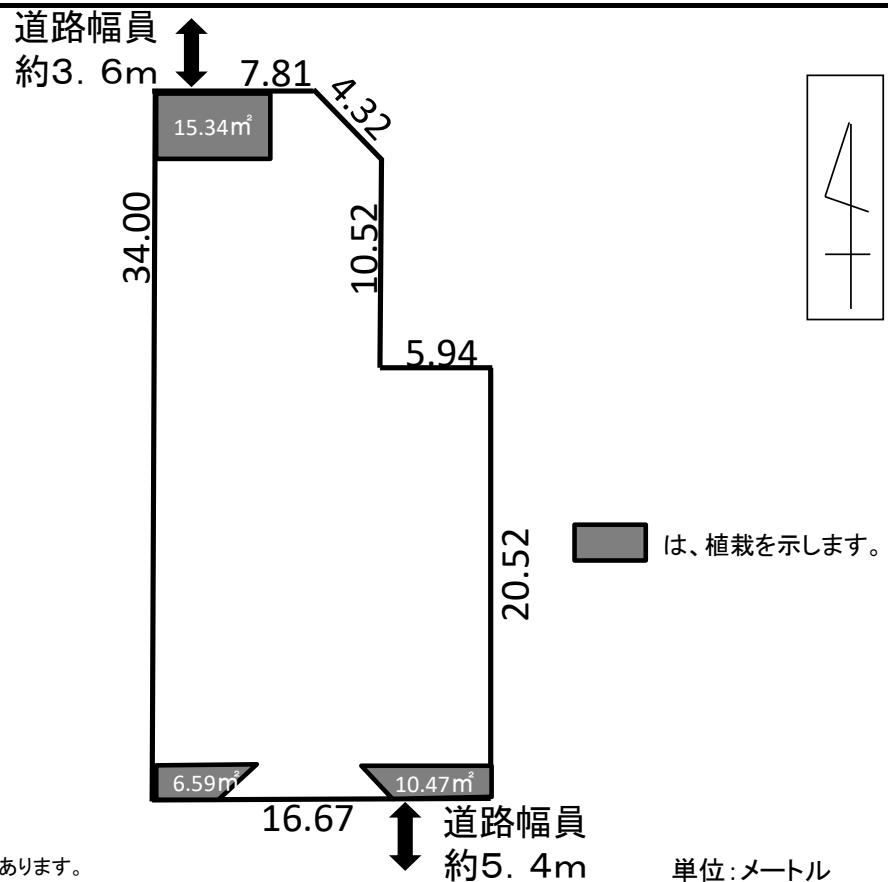
お問い合わせ先 水道局総務部管財課(用地) TEL06-6616-5456

周 辺 図



※現在の周辺の状況と異なる場合があります。

明 細 図



※形状等が実際とは異なる場合があります。

物件番号	2		
所在地	大阪市生野区巽東4丁目77番1内 (大阪市生野区巽東4丁目11番街区)		
貸付面積	1,896.96㎡(うち使用不可83.26㎡)		
指定用途	平面駐車場		
形状	明細図のとおり	土地の状況	更地
接面道路の状況	西側市道 現況幅員約9.7m		
用途地域	準工業地域		
交通機関			
鉄道	OsakaMetro千日前線南巽駅 約400m 徒歩約5分		
現況			
1 令和8年3月末まで、現駐車場事業者(以下、「現事業者」という。)が月極・時間貸駐車場を運営しています。			
2 アスファルト舗装・ライン表示・フェンス等が残存しています。			
3 本物件内に植栽があります。			
4 一部水道管が埋設されています。			
特記事項			
1 使用許可期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとします。			
更新については当初の使用許可期間から通算5年(最長で令和13年3月31日まで)を超えることができないものとし、使用料の変更は出来ません。			
※ 当局の土地活用上の理由等により、必ずしも更新ができるものではありません。また、使用許可書に違反している場合や当局の指導に従わない場合は更新を認めません。			
2 本物件には月極利用者が存在します。			
月極利用者の利便性に配慮するため、月極利用者が令和8年4月1日以降も引き続き月極利用を希望する場合は、使用事業者は異議なくこれに応じ、月極利用契約を締結するものとします。			
契約内容については、月極利用者と十分調整し、苦情等が出ることのないようにしてください。			
【月極利用契約 車両14台 令和7年11月現在】			
3 駐車場設備等の撤去、経年劣化等の補修及び新設の必要があれば、事前に当局と			

協議したうえ、駐車場使用事業者(以下、「使用事業者」という。)の費用負担で工事を行ってください。

- 4 時間貸駐車場の機器設備等は、現事業者が撤去します。ただし、引継ぎ等の取り扱いについては、現事業者と協議してください。

【参考】

●撤去する機器設備等について(令和7年11月現在)

- ①発券機②精算機③ゲート機④アームキャッチャー(基礎含む)⑤電飾・満空灯
⑥一次電源引き込み柱⑦テント(付属品含む)⑧アイランド(発券機・精算機等基礎)
⑨ガードレール⑩料金看板⑪車止め⑫バリカー⑬サーチライト(既設証明は除く)⑭配線・配管類
上記内容については、現事業者の報告に基づいていますので、実際と異なる場合があります。
詳細については、現事業者を確認してください。

- 5 駐車場使用機器等の電気使用料については、使用事業者が費用負担してください。
6 植栽及び車進入止め南側部分(バリカー内)の除草等の管理は使用事業者で行ってください。
7 使用不可エリアも貸付範囲に含みます。管理は使用事業者で行ってください。
8 本物件内での事故等により被害が発生しても当局は一切の責を負いません。

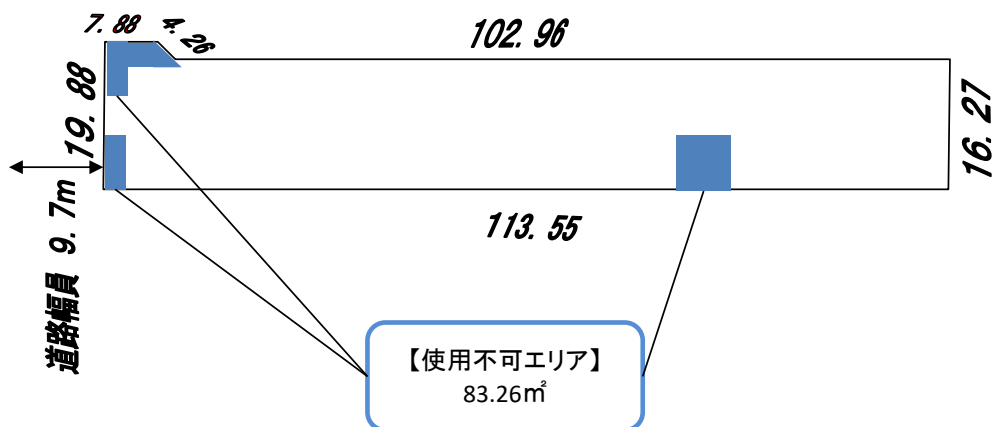
お問い合わせ先 水道局総務部管財課(用地) TEL06-6616-5456

周 辺 図



※現在の周辺の状況と異なる場合があります。 無断複製を禁ず。(株)デジタルマップス Tel. 06(6930)1893

明 細 図



単位：メートル

※形状等が実際とは異なる場合があります。